

Ⅸ 児童虐待の防止について

① 児童虐待とは

◇ 児童虐待は、18歳に満たない児童の保護者が行う次の4つの行為に分類されます。

身体的虐待・・・殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄などにより一室に拘束する など

性的虐待・・・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

ネグレクト・・・家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など

心理的虐待・・・言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：DV） など

「しつけ」は、子どもの発達や理解度に配慮しながら、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身につけるよう働きかけることで、暴力やおどしで従わせたり、子どもの発達を無視した無理な要求を強いることは「児童虐待」になります。保護者にとっては「しつけ」のつもりでも、子どもにとって有害ならば、それは「児童虐待」になります。「児童虐待」は、どのような理由があっても正当化されるものではありません。

☆お問い合わせ・相談は こども未来課 支援係 TEL21-0288

② 児童虐待の通告義務

◇ 「児童虐待の防止等に関する法律」で、「児童虐待を受けたと思われる児童」を発見した者は、速やかに市や児童相談所などに通告しなければならない、と定められています。

また、学校、児童福祉施設、病院などは、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない、とも定められています。

☆お問い合わせ・通告は こども未来課 支援係 TEL21-0288

又は倉敷児童相談所高梁分室TEL21-2833

児童相談所全国共通ダイヤル「189」(いちはやく(児童相談所につながります))

③高梁市子どもを守る地域ネットワーク

◇ 高梁市では、「児童福祉法」で定める「要保護児童対策地域協議会」として、「高梁市子どもを守る地域ネットワーク」を組織し、保育園、幼稚園、こども園、学校や医療機関、警察、児童相談所などの関係機関と連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期通告及び早期の対応体制を整えています。

☆お問い合わせは こども未来課 支援係 TEL21-0288

●児童憲章 (昭和26年5月5日制定)

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境の中で育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。